

議員提出議案第3号

日進市議会委員会条例の一部改正について

日進市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年8月30日提出

提出者	日進市議会議員	道家	富好
〃	日進市議会議員	小野田	利信
〃	日進市議会議員	武田	治敏
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	坂林	たくみ
〃	日進市議会議員	渡邊	明子
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

1 提案理由

この案を提出するのは、委員等の委員会へのオンラインによる出席に係る規定を整備するため、日進市議会委員会条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 第20条第1項に定める秘密会は、オンラインによる方法で開催することができないこととする。
- (2) 委員がオンラインによる方法で出席を希望する場合は、委員長に届出を行うこととする。
- (3) 除斥対象委員等が、オンラインによる方法で出席しているときの発言は、オンラインによる方法でできることとする。
- (4) 公述人及び参考人をオンラインによる方法で出席できることとする。
- (5) その他必要な規定の整理を行う。

日進市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p>第15条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする</u>ことができる方法(以下「<u>オンラインによる方法</u>」という。)で<u>委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> (委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 <u>前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u> (公述人の決定)</p> <p>第25条 略</p>	<p><u>(出席の特例)</u></p> <p>第15条の2 委員長は、<u>生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延又は地震、台風その他大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする</u>ことができる方法(以下「<u>オンライン会議システム</u>」という。)によって、<u>当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p> <p>2 <u>委員は、前項の規定によりオンライン会議システムによって委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定によりオンライン会議システムによって委員会に参加した委員がある場合における次条、第17条及び第30条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 略</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u> (代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 <u>前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u> (参考人)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第28条 略</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第4号

日進市議会会議規則の一部改正について

日進市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年8月30日提出

提出者	日進市議会議員	道家	富好
〃	日進市議会議員	小野田	利信
〃	日進市議会議員	武田	治敏
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	坂林	たくみ
〃	日進市議会議員	渡邊	明子
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市議会委員会条例の一部改正に伴いオンラインの方法による委員会への委員の出席その他運営に関する規定を整備するため、日進市議会会議規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 委員外議員及び紹介議員をオンラインによる方法で委員会に出席できることとする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市議会会議規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
 議会規則第 号

日進市議会会議規則(平成6年日進町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則(第90条—<u>第94条の2</u>)</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>(<u>出席委員に関する措置</u>)</p> <p><u>第94条の2 この章における出席委員には、日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号。)第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」)で委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>(互選の方法)</p> <p>第126条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>第1項及び前項の規定にかかわらず、オンラインによる方法で委員会を開催するときは、</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則(第90条—<u>第94条</u>)</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>(<u>オンライン会議システムを利用する会議</u>)</p> <p><u>第94条の2 日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号)第15条の2第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により委員会に参加した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第137条及び第138条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席(<u>オンライン会議システムを利用する出席を含む。)</u>を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(互選の方法)</p> <p>第126条 略</p> <p>2～5 略</p>

第1項の互選につき、指名推薦の方法を用いるものとする。

7 略

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(挙手による表決)

第131条 略

2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。ただし、オンラインによる方法で委員会を開催するときは、この限りではない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。ただし、オンラインによる方法で委員会を開催するときは、この限りではない。

2 略

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 略

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開催されているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

6 略

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員(オンライン会議システムにより委員会に出席している委員を除く。)は、表決に加わることができない。

(挙手による表決)

第131条 略

2 オンライン会議システムを利用しない委員会の場合であって、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第132条 オンライン会議システムを利用しない委員会の場合であって、委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 略

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明(オンライン会議システムを利用する説明を含む。)を求めることができる。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。